

我孫子市税条例の一部を改正する条例に関する資料（令和5年3月31日専決処分）

番号	条番号	該当項目・改正内容	施行期日
1	第46条	給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等 ① 特別徴収税額の納入書の様式が新たに追加されたことに伴い規定を整備するもの。 ② 文言を整備するもの	令和5年4月1日
2	第48条	法人の市民税の申告納付 法人市民税の納付書の様式が新たに追加されたことに伴い規定を整備するもの。	令和5年4月1日
3	第50条	法人市民税に係る不足税額の納付の手続き ① 法人市民税の納付書の様式が新たに追加されたことに伴い規定を整備するもの。 ② 文言を整備するもの。	令和5年4月1日
4	第95条の4	たばこ税の申告納付の手続 たばこ税の納付書の様式が新たに追加されたことに伴い規定を整備するもの。	令和5年4月1日
5	第95条の7	たばこ税に係る不足税額等の納付手続 たばこ税の納付書の様式が新たに追加されたことに伴い規定を整備するもの。	令和5年4月1日
6	附則第5条	肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例 肉用牛を売却した時の個人住民税の免除制度について3年延長するもの。 【現行】 昭和57年度から令和6年度まで 【変更後】 昭和57年度から令和9年度まで 【制度の概要】 肉用牛生産農家が一定の市場で肉用牛を売却した時に発行された売却証明書を税務申告時に提出することにより、1頭当たり100万円（交雑種80万円、乳用種50万円）未満であれば年間の売却頭数が1,500頭まで住民税が免除される制度。 ※市内に該当する農家はなし。	令和5年4月1日
7	附則第7条	読替規定 地方税法附則第64条が削られたことに伴い規定を整備するもの。	令和5年4月1日

番号	条番号	該当項目・改正内容	施行期日
8	附則第7条の2	<p>法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合</p> <p>① 地方税法附則第15条の改正に伴い項番号に変更が生じたため、条例附則に規定する項番号もそれに合わせて整備するもの。(第3項から第19項)</p> <p>② 地方税法附則第64条が削られたことに伴い規定を削除するもの。(旧第21項)</p> <p>③ 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションにかかる固定資産税額の減額措置が地方税法で定められたことに伴い、その税額の減額割合を条例で定めるもの。(新第21項)</p> <p>【制度の概要】 改正マンション管理適正化法に基づく管理認定計画マンション等で、一定の要件を満たすマンションについて、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までに間に実施した場合に、当該大規模修繕工事が完了した翌年度分の建物に係る固定資産税額を減額するもの。</p> <p>【減額の割合】 1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内で市町村の条例で定める割合とし、我孫子市は参酌基準の1/3とする。</p>	令和5年4月1日
9	附則第7条の3	<p>新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告</p> <p>① 上記の附則第7条の2③の「長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置」を受けるための申請等について新たに規定するもの。(新第12項)</p> <p>② 条例附則の項番追加により整備するもの。</p> <p>③ 地方税法施行規則附則第7条の改正に伴い項番に変更が生じたため、条例附則の規定もそれに合わせて整備するもの。(新第13項)</p>	令和5年4月1日
10	改正前 附則第12条の3 【削除】	<p>軽自動車税の環境性能割の非課税</p> <p>令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に行われた環境性能割の臨時的軽減措置の終了に伴い規定を削るもの。</p> <p>※本則1%を非課税とする規定を削るもの。</p>	令和5年4月1日
11	改正後 附則第12条の3	<p>軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例</p> <p>上記の附則第12条の3の規定を削ったことにより、旧附則第12条の3の2の条番号を新附則第12条の3に変更するもの。</p>	令和5年4月1日

番号	条番号	該当項目・改正内容	施行期日
1 2	改正前 附則第 1 2 条の 7 【削除】	軽自動車税の環境性能割の特例 令和元年 1 0 月 1 日から令和 3 年 1 2 月 3 1 日までの間に行われた環境性能割の臨時的軽減措置の終了に伴い規定を削るもの。 ※本則 2 % を 1 % とする規定（旧第 3 項）を削るもの。	令和 5 年 4 月 1 日
1 3	附則第 1 3 条	軽自動車税の種別割の特例 現在も行われている種別割のグリーン化特例（軽課制度）と初回新規登録から一定年数を経過した車の税率を重くする制度（重課制度）について適用期限を 3 年延長するもの。 また、これまでの税制改正において軽課の適用対象は電気自動車等に限定していくこととされてきたことを踏まえ、ガソリン車における軽課対象を営業用乗用車に限定し、不要となった規定について削り、文言、項番を整備するもの。 【現 行】令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までに初回新規登録を受けた軽自動車 【変更後】令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までに初回新規登録を受けた軽自動車	令和 5 年 4 月 1 日
1 4	附則第 1 3 条の 2	軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例 上記の附則第 1 3 条の規定の整備に伴い文言を整備するもの。	令和 5 年 4 月 1 日
1 5	附則第 1 4 条の 2	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例 良好な環境を備えた住宅・宅地開発等の事業を促進するため、当該事業のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例措置を 3 年間延長するもの。 【現 行】昭和 6 3 年度から令和 5 年度まで 【変更後】昭和 6 3 年度から令和 8 年度まで 【制度の概要】 良好な環境を備えた住宅・宅地開発等の一定の事業のために土地を譲渡した場合に、長期譲渡所得（2,000 万円以下の部分）に係る個人住民税の税率を軽減するもの。 （本則税率：5 % 特例措置適用後税率：4 %）	令和 5 年 4 月 1 日